

議案第65号

茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、ごみ処分事務を委託するため、次の規約案について、茨木市と協議する。

令和4年12月2日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

ごみ処分事務を茨木市に委託することに関し、茨木市と協議することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものである。

茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、茨木市（以下「甲」という。）と摂津市（以下「乙」という。）との茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約（令和元年12月23日締結。以下「連携協約」という。）第5条の規定による事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲及び内容）

第2条 乙は、乙の区域において発生した連携協約第5条第2項に規定するごみのうち、茨木市環境衛生センターの焼却施設において、処分が可能であるごみ（甲が別に定める適正処理困難物等及び災害廃棄物を除く。）の処分に係る事務の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 前条の規定により委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定め

るところによるものとする。

(費用の負担及び予算の執行)

第4条 乙が負担すべき委託事務の管理及び執行に要する費用は、甲及び乙の区域において発生した廃棄物の適正な処分の確保に要する費用を、連携協約第6条に規定する負担割合により算出した額とする。

2 委託事務の管理及び執行に要する費用の交付時期は、毎年度甲及び乙の長が協議して定める。

3 甲の長は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する費用の見積りに関する書類を作成し、乙の長に送付しなければならない。

4 甲の長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を乙の長に通知するものとする。

5 各年度において委託事務の管理及び執行に係る費用のうち、乙の負担すべきものに対し、乙が甲に納付した額に過不足があるときは、翌年度乙の負担すべき額において調整するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収した収入は、甲の収入とする。

(予算の計上)

第6条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 甲の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項に規定する決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を乙の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲及び乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定例的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲又は乙の長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、改正し、又は廃止した場合には、直ちに乙に通知するものとする。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する甲の条例等が乙に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、甲の長が決算する。